

## (26) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供の充実

厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などとの連携・協力を図るため、「支援のための連携に関する検討会」の検討結果を踏まえ、必要に応じて、情報提供に関して協力要請をするなど、適切に対応している。

また、平成17年度より3年計画で行っている「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」では、地域精神保健機関の犯罪被害者支援における関係諸機関との連携に関する調査を実施した。19年度は、17年度、18年度の調査研究の結果などを踏まえて、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめた。20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」([http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo\\_tebikizenbun.pdf](http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf))を作成し、精神保健福祉センターに配布した。

なお、精神保健福祉センター、保健所においては、現在、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を行っている。

## (27) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談などを受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

平成22年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている。

法務省・検察庁において、性犯罪被害者が情報を入手する利便性を拡大させるよう、検察官に対する研修や会議などの様々な機会を通じて、現場へ周知徹底を図るとともに、パ

ンフレット「犯罪被害者の方々へ」や法務省ホームページ及び検察庁ホームページなどにより情報を入手しやすくしている（P81(7)「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照）。

厚生労働省においては、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の成立により、情報提供を図っている（P64(27)「性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施」参照）。

## (28) 日本司法支援センターによる支援（情報提供など）

法テラスにおいて、平成18年10月から犯罪被害者支援業務を行っている。

業務の具体的な内容は、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう

- ・ 刑事手続に適切に関与したり、損害・苦痛の回復や軽減を図るための法制度に関する情報の提供
- ・ 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内
- ・ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- ・ 被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務

である。

利用の窓口としては、固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）の通話料で利用できるサポートダイヤル（コールセンター）のほか、全国各都道府県に地方事務所を設けており、電話や面談による問い合わせを受け付けている。サポートダイヤル（コールセンター）では、相談内容を問わず、様々な法的トラブルに関する問い合わせを受け付ける一般ダイヤル（0570-078374「おなやみなし」）のほか、犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714「なくことないよ」）という専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、被害者に二次的被害を与えないよう心情に配慮しながら情報提供を行っている（利用時間：平日

9:00~21:00、土曜日9:00~17:00)。犯罪被害者支援ダイヤルにおける平成22年1月1日から同年12月末日までの問い合わせ件数は10,493件であった。主な問い合わせ内容は、生命・身体犯被害、配偶者等からの暴力(DV)、性被害、ストーカー被害などである。

全国の地方事務所における電話及び担当者との面談による情報提供件数は平成22年1月1日から同年12月末日までに14,673件あった。また、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けている弁護士を、個々の状況に応じて紹介しており、平成23年1月現在、1,976名の弁護士を紹介用名簿に登載している。平成22年1月1日から同年12月末日までの紹介件数は945件であった。

法テラスでは、弁護士を通じた援助制度として、経済的に余裕のない方に民事訴訟などにおける弁護士費用などを立て替える民事法律扶助業務を行っている。また、法テラスでは、平成19年10月から、日本弁護士連合会から委託を受けて法律援助に関する業務を行っている。この日本弁護士連合会からの委託業務は、被害者参加人のための国選弁護制度や民事法律扶助制度などではカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用の援助を行うもので、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪、配偶者等からの暴力(DV)、ストーカー行為などによる被害を受けた方などに係る告訴・告発、法廷傍聴付添い、刑事手続における和解の交渉、加害者との対話、マスコミ対応、犯罪被害者等給付金申請などを援助する「犯罪被害者法律援助」や、虐待やいじめなどを受けた子どもに係る行政手続や訴訟の代理活動を援助する「子どもに対する法律援助」などがある。

被害者参加人のための国選弁護制度においては、法テラスは、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保のほか、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名通知するなどの業務を行っている。平成23年1月現在、

被害者参加弁護士契約弁護士は2,360名となっており、平成22年1月1日から同年12月末日までの国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数は238件301名であった。

これらの取組を通じて、法テラスは、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たしている(法テラスホームページ「法テラスの業務(犯罪被害者支援業務)」: [http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/mokuteki\\_gyoumu/hanzaihigaishashien/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/hanzaihigaishashien/))。

法テラスの犯罪被害者支援業務において、警察庁や日本弁護士連合会などの関係機関・団体に対する法テラスの周知とともに、これら関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められる。

各都道府県警察などが事務局となって主催している被害者支援連絡協議会のほか、警察、地方公共団体、日本弁護士連合会、民間被害者支援団体などの関係機関・団体を招いて開催する地方協議会において被害者参加制度や被害者参加人のための国選弁護制度に関する説明及び被害者週間における啓発・広報活動などの取組を通じて、被害者支援に関する関係機関・団体との連携・協力関係の強化を図った。

今後も、各地の関係機関・団体とより緊密な連携・協力関係を構築するため、関係機関・団体が実施する連絡会議において、業務現況の説明や協力要請、実務担当者間における情報交換の実施などの積極的な働きかけ、取組を行っていく。

また、国民への制度周知・広報の取組としては、国民にとって見やすく、かつ分かりやすい表現を心掛けた犯罪被害者支援業務リーフレット(改訂版)、Q&Aリーフレット(「犯罪被害者支援Q&A」、「ドメスティックバイオレンス(DV)」)などの各種広報物(法テラスホームページ「刊行物」: [http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kankoubutsu/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/))の発行、地方公共団体などに依

頼して広報物を窓口に備え置いてもらう、各団体の機関紙に法テラスの紹介記事を掲載してもらうなど、関係機関・団体を通じた地道な広報活動を進めているほか、全国各地でテレビや新聞などのマスメディアを利用した広報を展開した。

今後も引き続き、法テラスにおける犯罪被害者等に対する援助制度についての周知・広報に努めていく。



提供：法務省



提供：法務省

### (29) 「NPO ポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人などの情報を検索により取得可能とする「NPO ポータルサイト」の管理・運営を行っている（内閣府 NPO ホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/>）。

### (30) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

内閣府において、平成19年2月から、犯罪被害者等施策ホームページに、「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設している。同ページでは、内閣府に対して情報提供のあった、自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを紹介している（内閣府犯罪被害者団体等紹介サイト：<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/dantai/dantai.html>）。

### (31) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援などの機会や民間被害者支援団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

### (32) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策に関する情報を提供することにより、国民の理解や犯罪被害者等の被害からの回復に役立つものとなるよう、犯罪被害者等施策のホームページの充実を図っている。

現在、相談機関、犯罪被害者団体等の一覧、被害者の手記、広報・啓発行事の告知・開催報告、各種調査結果などの情報を掲載するとともに、基本法・基本計画・白書といった犯罪被害者等施策に関する基本的な情報、推進会議、基本計画策定・推進専門委員等会議（以下「専門委員等会議」という。）、などの各種会議の議事内容など、幅広く情報提供を行っている。

引き続き、コンテンツの充実を図るとともに、国民が必要な情報を利用しやすいサイト環境の整備改善に努めていく。

### (33) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

各省庁において、インターネットなどで情報を得ることができる者とそうでない者との

間に不公平が生じることのないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努めている。

内閣府においては、基本法の制定・基本計画の策定に係る経緯や概要を記した「犯罪被害者等基本計画紹介パンフレット」を配布してきた。また、推進会議や専門委員等会議などの議事の概要を会議開催後にメディアに対して説明するなど、積極的な情報提供に努めている。

警察庁においては、「被害者の手引」(P93(25)『「被害者の手引」の内容の充実等」参照)・「警察による犯罪被害者支援」(P113(10)「様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施」参照)などにより積極的な情報提供に努めている。

総務省においては、住民基本台帳の閲覧制度改正について、地方公共団体に対する説明会を開催し、その模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構において紹介番組を放映した。また、ポスターやリーフレットを作成し、全市町村の窓口に配置した。

法務省においては、「犯罪被害者等の方々へ」、「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」などにより積極的な情報提供に努めている(P81(7)「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照)。

文部科学省においては、犯罪被害者等施策にかかわる省庁の協力を得て、「被害者の手引」など当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者などに提供している。

厚生労働省においては、児童虐待について幅広く国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布などの広報啓発活動を実施している(P113(9)「犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施」参照)。

国土交通省においては、公営住宅への入居に関する情報について、管理主体に対し募集パンフレットやホームページへの記載、警察

当局との連携による情報提供を要請し、また、法務省作成の犯罪被害者用パンフレット「犯罪被害者の方々へ」に公営住宅への優先入居などの施策について記載している。

#### (34) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

警察において、犯罪被害者等早期援助団体や被害者支援連絡協議会を始めとする関係機関・団体、関係省庁などとの連携を図り、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止などのための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努めている。

#### (35) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、不登校児童生徒への対応に際して、中核的な機能を果たす教育支援センター(適応指導教室)などの整備充実を促進するとともに、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、不登校などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方といった観点から、調査研究を引き続き実施している。

#### (36) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システム作りを行い、警察庁と共催による「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、各地域における効果的な取組の普及を図っている。

また、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組に

ついて調査研究を実施している。

**(37) 日本司法支援センターによる長期的支援**

法テラスにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供などを通じた支援を行っている。

**(38) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知**

外務省において、海外で邦人が犯罪被害者となった場合に在外公館(大使館、総領事館)が提供している問題解決に資する情報(現地の弁護士や通訳社のリストなど)・支援について、より広く周知を図るためパンフレット「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」、「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」を改訂・増刷の上、全国の都道府県旅券事務所や在外公館などに

配布するとともに、海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)に掲載し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めている。

また平成19年12月より、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」のフラッシュ動画を海外安全ホームページに掲載している。

今後とも、パンフレットの改訂・増刷や海外安全ホームページでの広報などを通じ、海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報をさらに分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの(「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む)》



出典：外務省ホームページ

**(39) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施、犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討**

内閣府において、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などの連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体などを起点としても必要な情報の提供、支援などを途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、「支援のための連携に関する検討会」を設置した。

同検討会では、関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化とともに、全国どこでも一定レベル以上の支援の質を確保するため、コーディネーターの育成を含め、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修に関して、検討を行い、平成19年8月、「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成、備付けや研修カリキュラムの作成・認定制度の実施などを盛り込んだ最終取りまとめを行っ



た。同最終取りまとめに基づき、内閣府において、20年12月、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成し、21年3月、「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」を作成した。

#### (40) 「被害者連絡制度」等の改善

警察庁において、平成18年12月に被害者連絡実施要領、20年11月に「被害者の手引」モデル案をそれぞれ改正し、改善を図っている。これを受けて、都道府県警察では、捜査状況や被疑者の検挙状況、刑事手続の概要などについて、犯罪被害者等への適切な情報提供に努めている。

#### (41) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、保護観察所が犯罪被害者等に対する相談・支援を行っており、犯罪被害者等からの相談に応じて、悩みや不安を聴くとともに、必要な情報を提供するなどしている。この相談・支援業務などに当たるため、全国の保護観察所に被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されている。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

#### (42) 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の個々の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供などを行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

#### (43) 支援制度に関する情報提供

海上保安庁において、ホームページで犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供などに努めている。

民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案

